

観光地域における多文化共生と外国人材育成に関する考察

—神奈川県箱根町を事例として—

発表部門—7. 都市計画

正会員 ○ 衣幡征治^{*1}正会員 上山 肇^{*2}

4. 地区とコミュニティ f. その他

多文化共生、外国人雇用、地域旅館、地域人材育成、観光まちづくり、箱根町

1. はじめに

2018年12月、政府は「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」を閣議決定し、観光庁では「宿泊分野における特定技能外国人の受入れ」に着手したが、特定技能資格の対象となる外国人の日本語レベルは5段階のうち下位から2番目にあたるN4級であり、日本に滞在できる上限を5年としている。恐らくは言語によるコミュニケーションが難しいままに母国へ戻ることが想定されるが、一方には従来からの在留資格として「技術・人文知識・国際業務」があり、在留許可が更新できれば長く日本に滞在することができるものとなっている。コロナ禍以前には地域旅館が後者の在留資格に着目し外国人留学生の採用を始めていたが、現在の宿泊業界における外国人雇用の背景にはこれら「特定技能」と「技術・人文知識・国際業務」による背反した在留資格が存在している。

そのような中、地域旅館を2010年から2019年までの10年間で振り返ると、労働力の確保や集客の減少に伴う投下資本における費用回収への負担、また後継者不足といった理由から約2割が廃業しているが、特に雇用問題は著しく、2020年3月に厚生労働省から発表された入社後3年以内の離職率では、宿泊・飲食サービス業が最も高く、大卒者で52.6%、高卒者で64.2%となっている。

また2020年に観光庁が発表した「地域旅館統合プラットフォーム」では地域旅館の約3割が既に衰退期に入っていることを述べており、経営が困難な地域旅館を他の担い手に転貸するといった清算的施策が提案されている。

このような地域旅館の背景の中に進行する外国人への着目を私たちはどのように捉えればよいのだろうか。コロナ禍においてはエスニックコミュニティの問題が露呈したが、この問題は外国人自身に帰属する課題の他に雇用する企業や行政、地域住民らの視線を感じる必要がないままに彼等の中に地域社会圏が形成されていく課題を顕在化させており、単に外国人を雇用するといった経済的側面だけで捉えることは、地域社会に新たな問題を引き起こすことにも繋がりがかねない。

本研究では、神奈川県箱根町を対象として多文化共生の実態を明らかにすると共に、外国人材育成のあり方を探ることを目的とする。箱根町は都心からも1時間半ほどの距離にあり、日本を代表する観光地域である一方、昨今宿泊業に就く外国人も増加しており、その傾向は漢字圏出身者ではなく非漢字圏出身者が多くなっている。本稿では外国人を受け入れる日本の概況を確認した上で、2020年11月から12月にかけて行った箱根町役場と地域旅館に勤務するベトナム人3名とネパール人2名からのヒアリング調査をもとに考察した。

2. 多文化共生の現状と地域旅館で働く外国人特性

表1は2020年8月までに総務省が行っていた「多文化共生の推進に関する委員会」における報告書から引用したものである。総務省では2006年に「多文化共生の推進プラン」を地方自治体に対し発出したものの、15年ほどが経過した現在においても大きな進展はみられず、特に

表1：地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針計画の策定状況

	地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針計画の策定状況		多文化共生の地域づくりにおける進捗状況(%)							
	2010年	2020年	n	地域住民に対する啓発	交流拠点づくり	交流イベントの開催	多文化共生を進める組織への支援	外国人住民の意見を反映する仕組み	外国人住民の地域社会への参画	外国人住民の表彰制度
都道府県	44/47 94%	47/47 100%	45	80.0	28.9	66.7	24.4	24.4	33.3	6.7
指定都市	19/19 100%	20/20 100%	20	90.0	65.0	80.0	45.0	65.0	65.0	10.0
市区	327/790 41%	571/795 72%	356	42.7	18.3	58.4	12.9	9.6	19.9	0.6
町村	100/941 11%	236/926 25%								
計	490/1797 27%	874/1788 49%								

(出所：総務省「多文化共生の推進に関する委員会」報告書)

Consideration on multicultural societies and foreign
human resource development in tourist areas.
- A case study of Hakone town -

IHATA Masaharu^{*1} KAMIYAMA Hajime^{*2}

市区町村においては計画策定に躊躇する姿もうかがえるが他資料からみても市町村自治体と同様に地域住民や宿泊業には比較的同傾向が見受けられる¹。

2019年の時点で在留外国人数は293万人に達し、外国人労働者数もまた165万人に至ったが、宿泊業に就く外国人労働者の割合は全体の1.4%、2.3万人ほどに過ぎない²。またその多くが来日後の日本語学校と専門学校を経た若者たちであり、昨今の傾向としては入国者数に連動して非漢字圏であるベトナムやネパール出身者が多くなっている。

コロナ禍以前のベトナムではGDP成長率が7%前後で推移していたが、大学進学率は3割程度に留まっており、教育環境も地域毎に不均衡な状況が続いている。またネパールは2015年の大地震からの復興が未だ途上段階にある中で40%の貧困率が継続している地域がある一方、出稼ぎにより家計を支えている割合も人口の3割を占めている。

こうした背景からみても来日前より彼等の中に観光意識など醸成される術はなく、目的の殆どが収入や日本での学歴、職歴に帰属するものとなっており、来日後の過程こそ彼等の成長を促すものとして位置づけられなければならない。しかし、実際には渡航仲介業者に支払った多額の費用の返済が重なり、日本語学校や専門学校での学習機会は妨げられている。現在の日本社会ではこのような仕組みが構築されており、政府も滞在期間に上限を設けることで外国人材育成の観点と対峙した労働力重視の施策に舵を切ったため、滞在を通じ日常の中に培われる日本人との異文化接触や交流機会から発見される彼等の省察や再帰性への可能性は小さなものとなっている。

恐らくこの課題は日本社会の側面だけでなく労働力を優先し続ける日本的な外国人住民の捉え方と名目上の多文化共生の姿を通じて国際的な批判的見地を生み出していくことになるのではないかと考える。

3. 箱根町の現在とヒアリング調査から

3-1 箱根町における観光背景

ここからは箱根町における多文化共生を軸に展開する。箱根町は全産業の55.3%を宿泊・飲食サービス業に依存する人口約11,000人の地域である³。図1にあるように2010年からの10年間では2011年の東日本大震災、2015年の火山活動、2019年の台風19号による被害と3度の大きな災害に見舞われたものの、訪日外国人旅行者の増加を受けながら宿泊客数の減少率を8%程度に留めてきた。

一方、地域旅館やホテルなどの宿泊施設数は増加傾向にあり、全国各地にみられるような旅館数の減少には至っていない。また知名度や交通アクセスの良さによる利便性の他、豊富な温泉量、国立公園に含まれる自然景観など豊富な地域資源が優位性を作り出している。

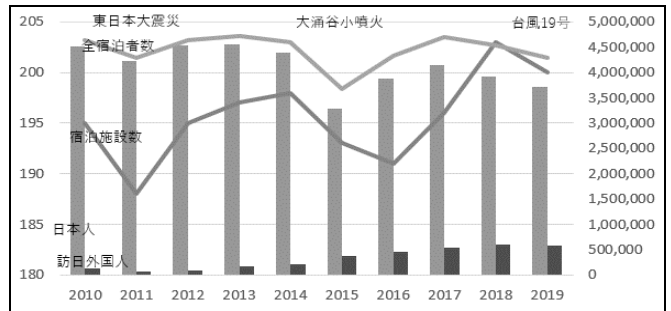


図1：箱根町宿泊施設数及び宿泊者数推移（出所：箱根町資料より筆者作成）

しかしながら他地域と同様に人口減少は確実に進んでいる。常に需要が高止まりにある箱根町では観光経済が潤う反面、他地域以上に労働力供給に伴う一人当たりの負担は大きなものとなっており、現状ではサービス業全従事者の約20%を65歳以上の高齢者層が賄っている。

図2は箱根町における世代別人口の現状と予測である。各世代で恒常的な減少傾向は続くものの、生産年齢人口のうちの30～44歳層が2035年までの間でやや増加傾向に転じており優位性がみられるが、2019年を基準に生産年齢人口層をみれば2030年には7%、2040年には12%が減少する傾向を示している。

また、これまでに労働力を支えてきた高齢者層は2030年で16%、2040年で30%が減少していく予測となっており地域全体の労働力が大きく縮減する一方、年少人口もまた緩やかに減少する傾向にあるため、観光経済を支える次世代人材の育成や多文化共生の中で作られる安定した外国人雇用による地域社会の構築が求められている。

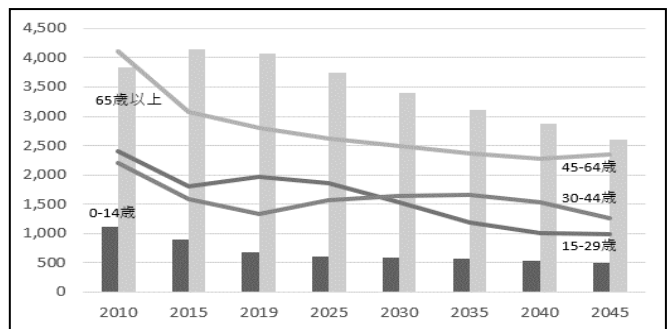


図2：箱根町における世代別人口推移と予測（出所：神奈川県及び国立社会保障・人口問題研究所資料より筆者作成）

3-2 箱根町における外国人住民

現在、神奈川県には約23万の外国人が在住しているが、その多くは横浜市や川崎市、相模原市といった政令都市に住み、これらの3市だけで全体の7割を占めている。

神奈川県では2004年に県下市町村と連携のもとで「かながわ自治体の国際政策研究会」を発足させ国際理解に基づいた多文化共生の推進を図っているが、総務省が推進する多文化共生推進プランの策定状況は2019年の時点で県下33市町村のうち6市町に留まっており、箱根町もまだプランの策定には至っていない⁴。

一方、箱根町では宿泊業を中心に就労する外国人住民が着実に増加している。2010 年を基点にみると約 3.3 倍の 608 名が在住しており、そのうちの 564 名が生産年齢人口層として就労している。図 3 は外国人人口の推移であるが、2010 年に多数を占めていた中国人や韓国人による流れが 2013 年以降の台湾人、2016 年以降のネパール人やベトナム人の増加により変化し、2019 年には長く続いていた漢字圏出身者数を非漢字圏出身者数が上回る結果となった。また台湾人の増加については行政や宿泊業者らによる現地台湾における誘致活動の結果による要因が大きいとされるが、その他は外国人自らの就職活動の結果によりもたらされたものである。

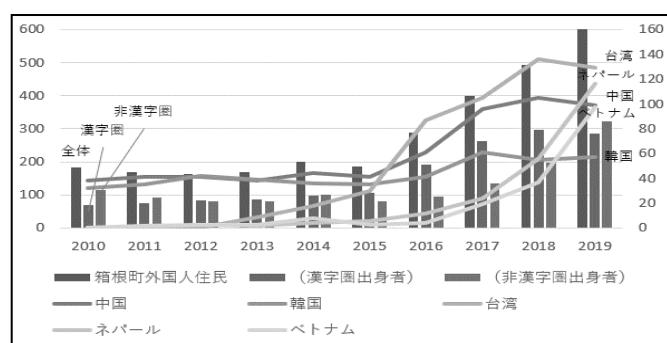


図 3:箱根町における外国人人口の推移
(出所：神奈川県資料より筆者作成)

3-3 ヒアリング調査の内容

(1) 行政と住民の声

2017 年に策定された第 3 次都市計画マスタープランや上位計画である第 6 次箱根町総合計画、また 2020 年に発表された第 2 次箱根町 HOT21 観光プラン実施計画をみると「共生」の記述こそあるものの、具体的に外国人住民との多文化共生に関する計画は見当たらず、都市マスタープランにある「町民の思い」でも多文化共生への関心はわずか一つの意見に留まっている。

町民に地域を問うアンケートのうち 2015 年における「箱根町総合計画基本計画策定のためのアンケート調査結果概要版」や「箱根町の財政状況等に関する町民アンケート」、2017 年の「箱根町の公共施設等に関する町民アンケート調査結果」からは町民の地元観光業への理解を示す声が多く寄せられ行政と地域住民による観光業への帰属意識の高さや、訪日外国人の誘致や観光交流の必要性を述べる意見をみることができるが、その一方で観光を支える外国人労働者や外国人住民との異文化接触を望む意見は上がっていない。

しかしながら今回、行政として多文化共生を担う箱根町観光課に行ったヒアリング調査では、地域住民からの「外国人住民と接点を持ちたい」「彼等から文化や言葉を学びたい」といった声が少なからずあること、またその声に対応して以前には行政が主体となって異文化交流の

機会を設定したものの、宿泊業に従事する外国人たちが業務多忙を理由に多く集まらなかったため、結局立ち消えになってしまっている現状にあることがわかった。恐らく箱根町の場合は他地域に比べても観光業への依存度が高いため宿泊施設に対し外国人労働者の参加を強く促すことができない遠慮が生じてしまう背景があるのかもしれないが、着手しなければならないといった意思こそ確認することができたものの、多文化共生や外国人材育成のための具体性を見つけるには至らなかった。

(2) 地域旅館

調査の対象は 3 つの地域旅館である。A 旅館と B 旅館は賑やかな温泉街の地区にあり、C 旅館は山間の地区にある。地理的条件もさることながら 3 旅館とも形式が異なり、規模は A 旅館が最も大きく 200 室を誇る大型旅館であるが、シティホテルも手掛け多店舗展開を図っている。B 旅館は 15 室ながらも別に離れを数室所有する文化人が好む宿として定評がある。また C 旅館は江戸時代に創業し、古くは政財界人が宿泊した歴史ある宿だったが、現在では再出発を図っている宿である。A 旅館と C 旅館は 2020 年 4 月より初めて外国人労働者を正社員として雇用したが B 旅館では既に外国人を正社員として雇用している。

本年度、A 旅館と C 旅館ではいずれもコロナ禍の影響により集合研修を行えず、料理や接客、清掃、企画などそれぞれの担当部署の責任者が OJT を行いながら現在に至っているが、B 旅館では OJT に加え、別途日本語学習の時間を設定し支配人がマンツーマンで教育を行っている。A 旅館と C 旅館はいずれも日本人従業員と同様の外国人材育成の課程を考えており、仮にその中で日本人との差異が発生すれば OJT の中で都度修正を図っていくものと思われるが、同様に多文化共生に対しても特別な支援は行っていない。一方の B 旅館については高齢従業員が自ら外国人労働者の日常生活やコミュニケーションづくりのサポート役を買って出ており、共生の雰囲気が醸し出されているという。いずれの場合も外国人材育成や多文化共生に対する方針やルールは見当たらないが、場や環境に応じた個人的、企業的資質により模索されている。

(3) 地域旅館で働く外国人たちの声

4 月より既述の 3 旅館に勤務する以下の 5 名 (A～E) に対し、「観光地域で協働する日本人や職場環境、生活環境」についてヒアリング調査を行った結果が表 2 である。いずれも特定技能による在留資格ではなく、全員が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格者である。

わずか 5 名を対象としたヒアリングであったため傾向性を判断するには至っていないが、高齢者と外国人労働者との関係や出身国が異なるベトナム人とネパール人との間でも相互扶助への意識から多文化共生が生まれる可

表2：ヒアリングから得られた概要

対象	勤務	国籍	性別	年齢	婚姻	日本語能力	一部の回答から
A	A旅館	ベトナム	男	25	独身	N2	新たに展開するホテルで目標としていたフロント業務に抜擢されたことを誇りに感じている。一方で業務から離れた休日の時間の使い方がわからず寂しかったが、最近母国出身の恋人を作ったことでまた充実した日々を送っている。
B		ベトナム	女	24	独身	N2	寮の個室に一人でいる時が寂しい。日本人の先輩たちとのコミュニケーションに不安を感じている。12月は在留資格の更新申請時期だが、手続きや方法についても会社からの返答が遅く困っている。そのような中で最近Cが優しく接してくれることや1人だが日本人の同性の友人ができたことで少し気持ちが楽になった。ただ更新される在留許可期間によっては帰国することもあると考えている。
C	B旅館	ネパール	女	25	独身	無	日本語学習の時間を作ってくれること、最近では日本人の先輩や上司のサポートを受けながらフロント業務もやらせてもらえるようになったことがとても嬉しい。その中でも一番嬉しいのは高齢従業員の方たちがいろいろと心配してくれることで、お金を使わせないように食事を作ってきてくれたりお菓子くれたりする。先日お札にプレゼントを渡したら、お金を使うなと言いつつも喜んでくれて、私もとても嬉しかった。
D	C旅館	ベトナム	男	25	既婚	N2	一人で過ごす時間が寂しく、毎日スマートフォンを使ってベトナムにいる奥さんと話している。早く一緒に生活できるよう貯金をしている。周囲には同世代の日本人はいないけれど中高齢の日本人は皆優しくしてくれる。
E		ネパール	男	26	既婚	N2	学生時代にアルバイトで培った和食料理の技術を板長から買ってもらい、最近ようやく包丁を握る機会が増えた。自分が調理した料理をお客様が喜んで食べてくれることがとても嬉しい。ただ毎晩一人で夕食を食べる時間は寂しいのでコロナ禍が終われば彼女（配偶者）を日本に呼び寄せる。

能性が感じられる。しかしながら日本人従業員による外国人材育成や多文化共生意識は個人的資質によるところ大きいと思われ、地域や職場環境における情報共有や検討のための場が求められているものと考えられる。

4. おわりに

本研究では一部の住民に多文化共生に関心をもつ層がいたこと、また一部の地域旅館では試行錯誤の中からも外国人材育成の方向性を見出そうとする姿が見られた。

一方、外国人労働者が孤独を感じる環境においても高齢従業員をはじめ、同様にマイノリティの環境にある他の外国人からの支援を受けることで新たな共生意識が生まれる可能性も示唆されたが、依然として箱根町には外国人受入意識の醸成や外国人材育成を共有する環境の他、外国人による地域意識の醸成など多文化共生を取巻く現状には多くの課題が残されている。

今後は複数の地域旅館から構成されるホテル旅館組合が主体となり、行政が後方より支援する多文化共生のあり方も有効なのではないかと思われるが、宮本（2013）がGW オルポートの提唱する異文化接触の3つの条件である「対等な関係」「共通の目標」「組織的な支援」に「対話」の必要性を加えているように、まず地域に求められるものは交流機会を通じた意識の共有なのではないだろうか。図4は制度や自己の成長が他者の存在により促進される過程を表したもののだが、異郷の地において外国人住民たちがリミナリティ期から再帰性へと転ずる過程の中ではより他者からの支援が大きな価値となる。

本研究からは高齢者の果たす役割にも必要性の高さが感じられたが、今後のあるべき姿にはこのような仕組み

づくりが求められる。

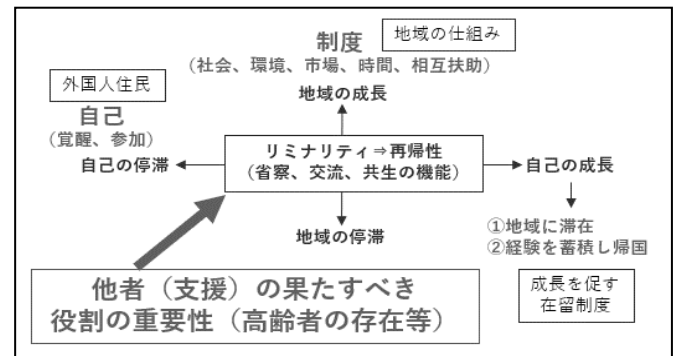


図4：外国人材育成を例にした観光まちづくりの視点
(通過儀礼論を基に筆者作成)

注

1. 日本労働組合総連合会「外国人労働者の受入れに関する意識調査2018」及び日本政策金融公庫「外国人労働者の雇用に関するアンケート結果2019年12月5日付」による
2. 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和元年10月末現在）による
3. まち・ひと・しごと創生本部「地域経済分析システム RESAS」宿泊業・飲食サービス業（2016年度実績）より算出
4. 自治体国際化協会「多文化共生プランについて」より算出

参考文献

- 総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
箱根町『統計はこね』人口及び観光の各年度資料
宮本美能（2013）『多文化共生を促進する学習のあり方』（大阪大学）P34-54
安村克己（2019）『新現代観光総論第3版』（学文社）P146

*1 法政大学大学院 政策創造研究科 大学院生

*1 Graduate Student, Hosei University Graduate School of Regional Policy Design

*2 法政大学大学院 政策創造研究科 教授 博士(工学), 博士(政策学) *2 Hosei Univ. Graduate School of Regional Policy Design, Prof., Dr.Eng., Ph.D.